

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会  
第2回 通学部会

会 議 録

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 令和4年12月14日(水) 午後7時～午後8時   |
| 場 所   | 三田ヶ谷公民館 講堂  |
| 委 員   | 福島委員、霍岡委員、関根委員、須永委員、関根委員、平野委員、島崎委員、吉田委員、赤坂委員、鳥海委員、栗原委員、中山委員、五月女委員、早川委員、折原委員 |
| 事 務 局 | 須永教育総務課長、今成学校教育課長、奥野教育総務課職員   |
| 会議の内容 | 1 開会<br>2 部会長あいさつ<br>3 議事<br>(1) スクールバスの検討事項について<br>(2) その他<br>4 閉会         |

会 議 録

|                             |                  |   |
|-----------------------------|------------------|---|
| 1 開 会                       | 司 会<br>(教育総務課職員) | 井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第2回通学部会を開会する。   |
| 2 部会長あいさつ                   | 部会長              | <平野部会長あいさつ>   |
|                             | 司 会<br>(教育総務課職員) | 議事の進行については部会長にお願いします。   |
| 3 議事<br>(1) スクールバスの検討事項について | 部会長              | 議事に入る。本日の会議の目的は、資料1の4ページから7ページまでのスクールバスの検討事項について協議し、決定できることについては、決定する。              |
|                             | 事務局              | 議事(1)スクールバスの検討事項について、スケジュールの確認と、他市の事例について事務局からの説明を求めた。<br><br>スクールバス決定までのスケジュール案は資料 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(教育総務課長)</p> <p>部会長</p> <p>委員</p> <p>事務局<br/>(教育総務課長)</p> | <p>1の通りである。本日は、検討事項について協議を行う。なお、スクールバスの試乗時期が令和7年1月では、何か問題が発生した場合、対応が難しいのではという、前回会議での意見を受けて、試乗時期を令和6年11月にする案とした。あくまで現時点での案である。</p> <p>他市の事例についてである。(資料2-1、2-2)</p> <p>春日部市の場合は、利用基準で小学生全員と定め、ほぼ100%バス通学である。27人乗りマイクロバス2台で、各3ルートで運行している。</p> <p>行田市の場合は、通学距離が概ね2km以上で旧星宮小の児童が対象である。但し、2km未満の地区から要望があり、バスの定員に余裕があることから、その地区の児童も利用している。マイクロバス2台で運行し、旧中央小の児童は基本的には利用できない。旧中央小の児童は従来どおり通学班により徒歩で通っている。</p> <p>板倉町は、西小と東小がある。利用対象は廃校対象地域で、廃校となった学校に通っていた児童、西小の場合は旧北小、東小の場合は旧南小の児童が乗っている。スクールバスに乗らない児童は保護者が学校まで送迎している。西小の場合は旧西小、東小の場合は旧東小の児童の利用はない。停留所までは通学班で集合し、旧西小や旧東小の児童は従来通り、徒歩で通学班により通っている。</p> <p>スクールバスの経費については、資料2-1のとおりである。</p> <p>事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。</p> <p>他市の状況で、学校に到着した際、あるいは下校する際の乗降場所はどこか、学校敷地内か。</p> <p>行田市の場合は、学校の隣にあるバスターミナルである。バスターミナルにスクールバス専用のバス停がある。</p> |
|--|--|--|

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>部会長</p> <p>委員</p> <p>部会長</p> <p>事務局<br/>(教育総務課長)</p> | <p>春日部は、学校の中にスクールバスが乗り入れ、学校の敷地内で乗り降りする。<br/>板倉町も学校の敷地内である。</p> <p>乗降場所の最終的な位置により、リスクやデメリットはあるか。</p> <p>学校敷地内にある場合、スクールバスを利用しない児童にとって安全かどうか。帰る時間がスクールバス発車時刻と同じになった場合、離れたところから発車なら良いが、学校からスクールバスと徒歩児童が一斉に出てくる可能性がある。</p> <p>スクールバスの検討事項について、意見交換を進める。スクールバスの利用基準について、事務局から説明を求めた。</p> <p>スクールバスの利用基準の事務局案である。<br/>通学距離が学校から2 km以上、なおかつ、三田ヶ谷小・村君小の児童という、両方の条件を満たす児童を対象とするのが事務局案である。前回の会議で、北袋地区を加える等、様々な意見が出たので、それが今回の検討事項である。</p> <p>資料3は、現時点での通学班の集合場所と人数を表したものである。図の小さな丸が通学班の集合場所で、数字が集合する児童の数、カッコ内は、令和7年4月現在の1年生から3年生の数で、令和7年度に4年生～6年生になる数を表している。</p> <p>なお、現時点で令和7年4月までに入学して、小学1年から3年生までになる未就学児の児童の数は、抽出が非常に困難で含まれていない。</p> <p>事務局案では2 kmの円より外側で三田ヶ谷小と村君小の児童がスクールバスを利用する。対象者とする人数は、カッコ内の数の合計で三田ヶ谷小は15人、村君小は12人となる。これは令和7年4月の4年生から6年生の児童の数で、再編成時の1年</p> |
|--|---|---|

|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  |                 | <p>生から3年生の数は入っていないことから、実際の対象者は増える。</p> <p>なお、再編成時の全校児童数の現時点での予想は、三田ヶ谷小が57人、村君小が31人である。</p> <p>通学範囲については、前回様々な意見があったので、また一緒に考えていきたい。</p> |
|  | 部会長             | 事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。  |
|  | 委員              | 常木地区では、仮にスカイスポーツ公園をスクールバスの停留所にすると、3年後に利用する児童は一人になる。下校時に降りるときも一人なので、検討して欲しい。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 今後の検討事項となる。スクールバスの利用人数により集合場所等、話し合っていく。   |
|  | 委員              | 令和7年4月時点の1年生から3年生の人数が分からないのでは、スクールバスの台数等決められない。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 人数の抽出については、再度検討する。利用する児童の範囲について、通学距離のキロ数を伸ばすのか、あるいは地区をどこまで入れるのか、一番基本の点について、意見をいただきたい。   |
|  | 委員              | 利用人数が分からないので、スクールバスの種類については、後から決めることになる。  |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 乗車人数の関係やスクールバスが通れる道かどうかということもあるので、今後の検討事項になるが、利用の対象となる児童の範囲をどうするか検討いただきたい。  |
|  | 委員              | 人数が分かるのはいつ頃か。2年ぐらい経たないと分からないのか。   |

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>全体の未就学児の数は分かるが、大字単位では分からない。井泉と村君、三田ヶ谷の地区としての人数は分かるが、地区ごとの人数が分からないと、集合場所等を決めることが難しい。人数の抽出について試行錯誤している。</p> <p>令和7年4月の全校児童が、三田ヶ谷小57名、村君小31名は現時点での想定である。</p> |
|  | 部会長             | <p>通学班も変わってくるが、今は利用基準の通学距離2km以上という指標について協議を進める。</p>  |
|  | 委 員             | <p>スクールバス利用基準について、通学距離が学校から概ね2km以上、三田ヶ谷小・村君小の児童という両方の基準を満たす児童が対象ということだと、例えば村君小の児童でも2kmの範囲内の場合には徒歩通学ということか。三田ヶ谷小の児童も2km以内は徒歩通学ということか。</p>                     |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>事務局案では、徒歩通学となる。案ではそうなるが、利用基準を2kmとするのか、2.5kmとするのか、あるいは距離での基準を設けない等、いろいろな考えがある。事務局案では、2km未満の児童、例えば村君小の区域では上村君地区の児童は徒歩通学となる。</p>                             |
|  | 部会長             | <p>井泉小の北袋地区は、通学距離が2kmを超えていることから、三田ヶ谷小と村君小に通っていた児童という利用基準を無くして、通学距離での基準のみではどうか。</p>   |
|  | 委 員             | <p>スクールバスの利用は無料ということだが、再編成は平等に進めるという前提なのに、なぜ井泉地区だけ無料のスクールバスが出ないのか、これについての質問を受けた場合の対応は。</p>   |

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 再編成の基本方針では、通学が遠距離となるところにスクールバスを運行することとしている。  |
|  | 委 員             | 他市の事例でも多くの経費がかかっている。今後、西・南中学校区の再編成が行われ、そのときになって行政にお金がないから有料になることはないか。10年後20年後に、無料が有料になることはないか。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>他市町の事例でも無料であり、調べるとほとんどが無料である。有料にしているところもいくつかあるが、義務教育の過程であり、それも再編成をして乗車料金を取るの如何なものかと考え無料としている。</p> <p>将来は分からないが、有料にする考えは事務局にはない。義務教育ということがあるので、無料ということである。</p> |
|  | 委 員             | 2 km以内の児童がスクールバスを利用したいという希望があった場合、それだけ有料にするという発想もある。もちろん2 kmを超えると無料ということで、北袋地区についてはこれから議論するとして、それ以外の所でもスクールバスで行きたい、料金は払うというような場合はどうするか。                          |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 運行上難しい。  |
|  | 委 員             | 2 kmにするか2.5 kmにするかの話をしているが、三田ヶ谷小の児童でも通学距離が2 km以内になる児童もいる。三田ヶ谷小の児童の親は、三田ヶ谷小の児童は全員スクールバスを利用できるという認識なのか。  |
|  | 委 員             | 三田ヶ谷小の通学班で、一番井泉小に近い場所に集合するグループは、スクールバスにすると徒歩通  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>学よりも家を出る時間が早くなると思われる。</p> <p>スクールバスに乗っている時間が30分程度と考えると、2kmであれば40分程度で歩ける。家を出て停留所まで行き、30分バスに乗る。そうすると家を出る時刻は、歩くよりも早くなる。</p> <p>近いところは徒歩通学でもいいのではないか。30分、40分歩かせるのはどうかということは別にして、通学時間だけを考えたとき、スクールバスを利用した方が、時間がかかるということがある。</p> <p>委員</p> <p>井泉の北袋地区の4人の児童がスクールバスに乗れないという、きちんとしたロジックがないと説明がつかない。母校が無くなる、地域のシンボルである学校が無くなるのは、井泉地区も三田ヶ谷地区も村君地区も一緒である。在校生と卒業生の人たちの心情とか地域の人々の心情に配慮していかなければならない。</p> <p>北袋地区の4人の児童だけでなく、井泉地区全体の人が、なぜ4人の児童は入らないのかということが必ずポイントになる。</p> <p>逆になぜこの4人の児童を外すのか、説明はあるのか。井泉小の児童で、今まで徒歩通学してきたからか。</p> <p>事務局<br/>(教育総務課長)</p> <p>通学距離が遠くなる児童に対して乗ってもらうことで、三田ヶ谷小と村君小の児童に乗ってもらう案になっている。</p> <p>井泉小の北袋地区は確かに遠いので、非常に悩ましいところだが、現在の井泉小、もちろん井泉小も無くなるが、現在の井泉小を校舎として使うので、現在の井泉小の校舎に通っている児童は徒歩通学となる。</p> <p>委員</p> <p>北袋地区の集合場所に集まる1年生から3年生の人数が4人になっているが、実際は8人いる。</p> |
|--|--|--|

|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 他の集合場所に集まる北袋地区の児童もいる。北袋地区の1年生から3年生までの児童の合計は8人である。   |
|  | 委員              | 北袋地区の児童が、最終的に集まるのが栗橋県道の藤北橋なので、そこで乗ればと思う。学校に一番近い所で乗ればいいのではないか。   |
|  | 委員              | 道の横断が危険なので、検討が必要である。  |
|  | 部会長             | 細かいことに関しては、令和7年度にならないと分からない。集合場所は後で決めれば良い。<br>利用基準の②三田ヶ谷小・村君小の児童に対して、井泉の北袋地区を追加という意見があった。<br>②については、井泉の北袋地区を入れることで良いか。      |
|  | 委員              | 井泉の北袋地区だけを入れるのか。他の井泉地区の人も税金を払っているので、そこは理解して欲しい。   |
|  | 委員              | 北袋地区は入れてもらえるのか。   |
|  | 部会長             | 通学距離は概ね2kmである。<br>また、利用基準を2kmにして、通学班が一人になってしまうような場合もバスになる。  |
|  | 委員              | 費用対効果の検討はどうか。<br>スクールバスを北袋地区に出すことにより、どの位の経費が必要か、それを示してから決定しても遅くはないのではないかと。三田ヶ谷地区からバスを回すことが可能かどうか、シミュレーションしてからも遅くはないのではないかと。 |
|  | 部会長             | バスのサイズも分からない。もちろん費用対効果も意識しなければいけないが、取り合えず予算度外   |



|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  |                 | 視で進めて良いのか。事務局としてはどうか。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 事務局として、乗せる乗せないではなく、もし乗せるとした場合、ルートをどう回したら良いかというを考える必要がある。想定されるルートとそれに係る経費について、次の会議で示すのは難しい。              |
|  | 委 員             | 予算が足りないから北袋地区に回らないというのは、おそらく井泉地区の方は誰も納得しない。それなら再編成しなければ良いという話になる。そこは慎重に進めなければと感じる。                      |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 事務局としては、部会で運行ルートが決まれば、後は事務局が財政部局と交渉していくしかない。確かにお金が無いことを理由にできないが、予算を全く考えない訳にもいかない。もちろん積算はするが、現時点では分からない。 |
|  | 部会長             | 他市の情報でもあったが、結局バスに乗る人数がキャパに対して少なかったら乗れるので、費用は変わらないと思う。その兼ね合いが課題である。<br>利用基準①番の通学距離については、概ね2 kmで良いか。      |
|  | 委 員             | これが決定となるのか。   |
|  | 部会長             | 決定となる。  |
|  | 委 員             | 仮に井泉地区の人から、無料でスクールバスを出しているのになぜ乗れないのか、質問がきたときに、何と答えるのか。  |
|  | 委 員             | 2 km未満だから乗れないと答える。  |
|  | 委 員             | 「それはおかしい、それなら再編成に反対」とな  |

|  |     |   |
|--|-----|---|
|  |     | <p>る。そして、またスタートからになる。</p> <p>そのサポートをうまく行わないと、ずるいと思う人も中にはいる、そういう人たちのケアをしていかないと話が進まない。</p>        |
|  | 委 員 | <p>ある程度距離で切らないと、村君小や三田ヶ谷小の児童でも乗れない児童があるので、それは程度仕方がない。概ね2kmなら2kmの基準を決め、後々問題にならないようにしておくしかない。</p> |
|  | 委 員 | <p>無料のスクールバスなので、同じように税金を納めている井泉地区の人たちは、乗れないというのは納得いかないと思う。</p>                                  |
|  | 委 員 | <p>村君小でも乗れない児童はいる。それはどこでも一緒である。三田ヶ谷小でもいる。</p>   |
|  | 委 員 | <p>距離での利用基準が無くなってしまう。</p>   |
|  | 委 員 | <p>希望者全員だと、スクールバスの乗車定員の問題もある。スクールバスが何台にもなってしまう。</p>   |
|  | 委 員 | <p>希望者全員は絶対に駄目という数的根拠はあるのか。春日部市のように希望者全員に利用させることができない理由について、委員は知っておいた方がいい。</p>                  |
|  | 委 員 | <p>到着時刻の問題がある。春日部市で見ると第1便の学校到着が7時17分になっている。これは、通学時刻を遅くしようとしていることに反する。</p>                       |
|  | 委 員 | <p>バス2台で運行しているからで、10台で運行すればできるということ。それが無理だという話をしておいた方が良く。</p>                                   |

|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  | 委 員             | 現実的に10台で運行するのは難しいのでは。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>そこまではできないと思う。あくまで今回再編成に伴って、通学距離が遠くなる児童に対して、その通学手段を確保することで、スクールバスを運行し利用する考えである。学校に近い場合でも乗りたい児童がいるかもしれないが、それは対象にはならないと考えている。</p> <p>経費についても、さすがに10台も運行させるほど予算は無い。スクールバスを受け入れられるスペースも無い。そうなるとやはり各市2台ぐらいで運行しているので、他市と同様、羽生市も2台ぐらいになると思う、いろいろ参考にして、事務局案を提示している。</p> |
|  | 委 員             | スクールバスは、通学距離が遠くなる児童が利用すると決まっているのか。  |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 再編成の基本方針において「遠距離となる地域にはスクールバスを運行する」としている。   |
|  | 委 員             | これまでと比較して遠距離になるということか。  |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 村君小と三田ヶ谷小の児童はもちろん遠くなる。  |
|  | 委 員             | 三田ヶ谷小の児童は全員遠くなる。一番近い児童であっても、今通っている学校よりは遠くなる。そうすると2kmという利用基準が無くなってしまう。解釈の仕方だが、三田ヶ谷小から一番遠い児童でも、三田ヶ谷小に通っている方が井泉小より近い。遠くなる児童ということは、三田ヶ谷小の児童全員となってしまふ。   |
|  | 委 員             | 登校時は、あまり問題はない。下校時は、目の前にスクールバスがあるから、なぜ井泉小の子は乗  |

|  |     |  |
|--|-----|--|
|  |     | れないのか。低学年の児童が北袋地区まで一人で歩いて帰るのなら、乗せて欲しいとなる。行きよりも帰りの方が、意見が出る。                       |
|  | 部会長 | ある程度、基準は無いといけませんが、例外というのも目立つ。柔軟に対応してはどうか。  |
|  | 委 員 | 次の課題は、井泉小の登校時間が、先生方の働き方改革で8時5分からの登校時間になる。<br>7時台に先生がいない状態でスクールバスが動くのは難しいのではないかと。 |
|  | 部会長 | 前回の会議で、利用基準の距離に関しては、各地区で話し合っただけで欲しいということだったが、保護者からの意見はあったか。                      |
|  | 委 員 | 北袋地区は、スクールバスがあつたら嬉しいということだった。  |
|  | 委 員 | 村君地区では、距離ではなく帰りに1人になってしまう児童がいるので、そのケアをお願いしますという意見があった。                           |
|  | 委 員 | 三田ヶ谷地区に関しても同じように通学班が組めなくなってしまう、危険がある。  |
|  | 委 員 | 三田ヶ谷小は、危険な側道を1人で歩いてくる児童がいる。通学距離は2km以内に入っているが、徒歩での通学は厳しい。利用基準の2kmは無理ではないかという話もある。 |
|  | 部会長 | 教育委員会発行の「再編成だより」でも、概ね2kmとし、柔軟な対応をすると明記が必要か。                                      |
|  | 委 員 | どこがOKで、どこがダメだとすると、必ず整合性が見えなくなる。特例が入ってきて、それなら全                                    |

|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  |                 | <p>部OKということになってくる。平等性とか公平性とかになると、全員利用することがもし予算的に無理なら、有料にすればいいという発想をもっている人は意外と多い。</p> <p>2 km以上の方は無料で、2 km未満の方からはお金を取るという発想をもっている井泉地区の方は結構いる。2 km以上は、もちろん無料だし、乗りたい人はお金を払えばいいという発想なので、倫理的なもの道義的なものは別として、全員公平性で突き詰めていけば、この児童は良くて、この児童は駄目な理由を児童400人分の400通りの答えを用意していかなくてはならない。</p> |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>今日の会議だけで、決めるのは難しいので、協議の中で出た意見をもとに、いろいろな案に対するメリット・デメリットを事務局でまとめ、次回の会議で提示し、また検討したい。</p>  |
|  | 委員              | <p>3年生以下は、保護者アンケートを取るのはいかがでしょうか。</p>  |
|  | 委員              | <p>收拾がつかなくなってしまうのでは。</p>  |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>いずれはアンケートを取らなければならないと思っている。</p>  |
|  | 委員              | <p>早めにとった方が良い。</p>  |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>アンケートの項目については、協議が必要である。次回については、運行案に対するメリット・デメリットを参考に協議して欲しい。</p>   |
|  | 部会長             | <p>次回の予定はいつか。</p>   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>令和5年2月8日(水)の予定である。</p>   |

|  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  | 部会長             | 次回まで2か月あるので、皆さん意見をまとめておいて欲しい。   |
|  | 委員              | 会議の間隔があいてしまうので、1月に開催するのが良いのではないか。                                       |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 1月中の開催について委員の皆さんはどうか。   |
|  | 部会長             | 事務局で運行経費、例えば有料化した場合の金額等、次回会議での検討資料の作成が間に合うのか。                           |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | すぐに資料集められるか、正直なところ厳しい状況である。   |
|  | 部会長             | 予定どおり、2月8日開催で間に合うか。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 2月8日なら、それまでには作成する。  |
|  | 部会長             | 他に何かあるか。  |
|  | 委員              | スクールバスの運行は、1便か2便しかないのか。   |
|  | 事務局<br>(教育総務課長) | 前回会議で学校の始業時刻が8時5分に変更されるという意見を受け、今回の案ではスクールバスの学校到着時刻を始業時刻に合わせ、8時前後に変更した。 |
|  | 部会長             | 登校時の学校到着は8時前後とすることに決定してよいか。   |
|  | 委員              | スクールバスの運行管理あるいはバス会社との連携、安全確保の担当はどこかという話で、行田市                            |

|         |                 |  |
|---------|-----------------|--|
| (2) その他 |                 | <p>の場合は市役所が行っている。他には通学バス利用者会という、スクールバスを利用する児童の保護者が組織を作って行っているところもある。そうすることにより、学校の開始時間は関係なくなる。学校に誰もいなくとも、例えばバスマザーが児童と一緒に乗ってきて、学校で下りれば、7時半に着いても問題ない。検討する必要がある。</p> <p>また、登下校の安全確保や見守りの法的根拠の議論が必要である。学校保健安全法により、学校の役割は、登下校の指導をすることと地域・保護者・行政と連携をとることで、見守りや安全の確保は保護者の役割である。スクールバスの運行は通学のことなので、通学バス利用者会のような保護者が管理することが法的には整合性がある。そのことについても議論が必要であり、資料に載せて欲しい。</p> <p>旗当番についても保護者が自主的に行っているものということが理解されていない。</p> |
|         | 部会長             | <p>運行時刻については、継続協議とする。</p> <p>今回の資料については、ある程度保護者に周知し、意見を集め、次回の課題を捉える。</p> <p>本日の協議について、決定を保留とする。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p>  |
|         | 部会長             | <p>本日の議事はすべて終了した。</p>  |
|         | 事務局<br>(教育総務課長) | <p>次回会議は、令和5年2月8日水曜日、午後7時から三田ヶ谷公民館である。</p> <p>本日の意見を踏まえ、利用基準について事務局でまとめた資料を用意し、法的根拠などについても調べ資料を用意する。</p>   |
|         | 副部会長            | <p>井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第2回通学部会を閉会した。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 4 閉会   |  |  |
| <p><b>【配布資料】</b></p> <p>資料1 井泉小・三田ヶ谷小・村君小再編成準備委員会 第2回 通学部会</p> <p>資料2-1 他市町のスクールバス運行状況比較</p> <p>資料2-2 他市の事例（運行ルート図）</p> <p>資料3 令和4年度 通学班の集合場所と人数</p> |  |  |